

独立行政法人航海訓練所の見直し

平成27年9月10日

国土交通省

船員は、我が国の経済活動・国民生活に必要不可欠な海上輸送を支える経済安全保障の担い手であることから、海洋基本法にて、船員の養成は国の責務として明定されている。国土交通省では、海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図ることを施策目標として掲げており、船員養成事業もその一翼を担うものとして位置づけられている。

独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）は、我が国船員教育機関等と密接な連携を保ちつつ、練習船の機能を活用して、船員に求められる知識・技術の変化に応じた実践的教育訓練を効率的・効果的に行うことにより、海事産業を担う優秀な人材を育成する役割を担っている。

航海訓練所の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

1. 船員養成事業（航海訓練 等）

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

(1) 統合法人の一体的な事業実施による教育の質の向上

航海訓練所と独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）を統合し、学科と実習の一貫した船員教育を行うことで、教育内容の高度化及び関係者との連携強化を促進し、効果的な船員養成を図る。具体的取組は以下のとおりである。

- ・教育内容の高度化

法人の統合により、学科と実習を通じて一貫したカリキュラムを策定するとともに、教員、練習船やシミュレータ等のリソースを相互に活用することにより、教育の質と効率性を向上させる。

- ・関係者との連携強化

統合後は、海運事業者、文科省系教育機関（商船系大学、高専）、学識経験者等を交えた会議体を新たに設置して、教育の質を向上させ、乗船実習における中立・公平性の確保に資するようにする。

なお、従前は、航海訓練所及び機構が海運事業者及び文科省系教育機関との間でそれぞれ個別に会議体を設置するに留まっていた。

第2 業務実施体制の見直し

（1）組織形態の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等に基づき、航海訓練所と機構を統合し、中期目標管理型の独立行政法人海技教育機構を設立する。（平成28年4月1日統合予定）。

（2）組織体制の整備

平成28年の統合を踏まえ、統合法人の本部の人員配置を見直し、効率化を図る。

（3）支部・事業所等の見直し

現・機構本部（清水）を廃止し、現・航海訓練所本部（横浜）に統合する。

（4）業務運営体制の整備

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

統合が定着した後に、適切に組織や経費の合理化に取り組む。

また、法人のミッションを有効かつ効果的に果たすため、引き続き内部統制システムの充実、及び監事機能（監査）の実効性の向上に努める。

第3 その他組織・業務全般に関する見直し

(1) 電子化の推進

統合法人では、洋上の練習船と陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークを構築し、またWEB会議システムの運用拡大を行う。

(2) 調達合理化

引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、統合法人内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、船員養成業務の効率的実施のために、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において、明確化する。

(3) 給与水準の適正化

引き続き、給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(4) 保有資産の見直し

統合も踏まえ、引き続き保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(5) 自己収入の増大

更なる自己収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。

- ・社船実習負担金について、まずは受益者の負担割合を2分の1程度に引き上げることを目指すとともに、更なる受益者負担の引き上げ等についても検討する。
- ・さらに、他の教育機関の状況を踏まえ、平成29年度以降、入学検定料等の徴収を開始する。

(6) 中期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に

作成し、予算の適切な執行を図る。

(7) その他

上記(1)～(6)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。